

ID: 10

担当部署: 総務課

処分の概要	公開請求に対する決定
例規名 根拠条項	柴田町情報公開条例 第7条第1項
例規番号	平成13年条例第4号
<p>【基準】</p> <p>第5条、第7条、第9条から第12条まで及び第14条の規定による。 (情報公開の請求権者等)</p> <p>第5条 次の各号に掲げるものは、実施機関に対して情報の公開を請求することができる。ただし、第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限るものとする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者 (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (4) 町内に存する学校に在学する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (公開請求に対する決定等)</p> <p>第7条 実施機関は、前条の請求があつたときは、その請求を受けた日から起算して14日以内に、その請求を受けた情報を公開するか否かについて、決定しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の決定をしたときは、請求者に対し、速やかに、その決定の内容(情報の全部又は一部の公開を行う場合は、その日時、場所及び公開の方法を含む。)を書面により通知しなければならない。この場合において、前項の決定が請求を受けた情報の全部又は一部を公開しない旨の決定であるときは、その書面に公開できない具体的な理由とこの決定に対し審査請求ができることを併せて記載しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を請求者に書面により通知しなければならない。 (情報の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、情報公開の請求があつた場合は、公開請求を受けた情報が法令又はこの条例の第10条から第12条までの規定により公開できない情報(以下「公開除外情報」という。)であるときを除き、公開しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公開請求を受けた情報が前項の公開除外情報にあたるときでも、公益上の必要その他正当な理由があるときは、公開することができる。 (個人情報除外)</p> <p>第10条 実施機関は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別されるもののうち、通常他人に知られたいと認められるものについては、これを公開することができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の情報は公開しなければならない。</p> <p>(1) 法令の規定により、又は慣行として、何人でも閲覧することができるとされている情報 (2) 公表を目的とし、又は公にすることを予定して作成し又は取得した情報</p>	

- (3) 法令又は条例の規定に基づく許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報で、公益上の必要その他正当の理由により公開することが必要であるもの
- (4) 公務員又は公務員であった者の職務、地位、氏名等公務の遂行に関する個人の公的地位又は立場に関する情報
(法人等情報の除外)

第11条 実施機関は、法人その他の団体(国、地方公共団体及び第20条の団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、公開することにより、その法人等又はその個人の競争上又は事業運営上の地位が著しく損なわれると認められるものについては、これを公開することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の情報は、公開しなければならない。

- (1) 人の生命又は身体の安全、健康上の保持若しくは財産又は環境の保全に影響を及ぼすおそれがある情報
- (2) 違法又は著しく不当な事業活動に関する情報
- (3) 消費生活その他人の生活に重大な影響を及ぼすおそれがある情報
- (4) 前3号に準ずる情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの
(行政運営情報の除外)

第12条 実施機関は、実施機関の行政運営上保有、管理する情報で、公開することにより、実施機関の事務事業の実施目的を失うことが明らかであるもの、国又は他の地方公共団体との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの、人の生命、身体、自由、財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の秩序と安全の維持に支障を生ずるおそれのあるものについては、これを公開することができない。

(公開除外の立証責任)

第13条 公開の請求を受けた情報が、第9条から前条までの規定により公開できないものに該当することの立証責任は、実施機関が負う。

(部分公開及び事後公開)

第14条 実施機関は、公開の請求を受けた情報中に公開除外情報が含まれる場合は、公開除外情報部分を除く他の部分の情報を公開しなければならない。

2 実施機関は、第9条から第12条までの規定により公開できない情報であっても、時間の経過等により、公開を拒む理由がなくなったときは、これを公開しなければならない。

標準処理期間	請求を受けた日から起算して14日以内(第7条第1項)		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日